

カルチュレールを読む

——一二世紀初におけるサン・メクサン修道院とリユージニャン城主——

はじめに

「紀元千年の変革」を提唱する際、G・デュビイが一一世紀における証書史料の減少、ならびに証書形式や用語の変化を指摘したことから、これまでは「一一世紀における証書史料の危機」が通説的に言われてきた。^①しかし、D・バルテルミイによる「紀元千年の変革」への反論や、西欧におけるリテラシーの展開について、一一、一二世紀に口承から記述への移行が生じ、テキストの使用が社会に広まったとする文化史的研究の蓄積によって、近年は一一、一二世紀の西欧における文字史料の使用の多様化が認められ、記述文化を再評価する傾向が強まっている。^②

この時期のフランスにおける証書史料への関心、記述文化の影響力を考えるとき、注目に値する新しい動きがある。それは一一

松尾 佳代子

世紀後半からベネディクト系修道院でみられたカルチュレール編纂作業の活発化である。一〇世紀にはわずか三点のカルチュレール編纂が知られているだけに對して、一一世紀には各地の有力修道院で少なくとも二〇点のカルチュレールが編纂されているのである。^③カルチュレールとは、「選択的あるいは網羅的になされた複製証書の集成全般である。これは証書史料の保管を徹底し、その参照を容易にするために、その保有者によってまたは保有者のために作成された」^④。カルチュレールは中世盛期の主要な史料であり、古くから政治史・経済史など様々な研究領域で用いられてきた。ただし、実証学的考証学の伝統の中ではオリジナリに準じる複製文書の集成とみなされていたこともあって、カルチュレールの用途は専ら、収められた証書群の中から失われたオリジナル証書の代用を探し出し、その記述内容から得た情報をもとに

外的な歴史的事象の分析をすることに限定されていた。その一方、カルチュレール自体をひとつのまとまりをもった史料として扱うことに関心が払われたことはこれまでなく、カルチュレールそのものの歴史やその内的体系性・機能に分析対象としての価値が認められることはなかった。

これが、「記念物としての史料」「document-monument」の概念を提唱したJ・ルゴフとP・トゥベールの一九七七年の論文以降、カルチュレールそのものの研究価値は急速に高まってきている。^⑤

この論文で彼らは、「史料は無垢ではない。史料とは意識的にあるいは無意識的に、社会がしかるべき己のイメージを未来に押し付けるために行った努力の産物である。歴史研究者はそれを脱構築造化し、「document-monument」の作成条件を分析すべきである」と主張した。そして、カルチュレール編纂は多様な類型の史料を熟慮の上で選択して転写する作業、すなわち「記憶を再構成する試み」であるという理由から、「document-monument」の典型としてカルチュレールに注目したのである。

まさに記述文化の中心的な問題関心に結びつけられたカルチュレール研究は一九八〇年代後半に本格的し、一九九一年にはパリでカルチュレールに焦点をあてた研究会が開催されている。カルチュレールに向けられた問題関心の新規性に引きつけられて、政

治史や経済史、社会史、教会史、地域史、あるいは古文書学など、これまでそれぞれに異なる目的からカルチュレールを史料として取り扱ってきた研究者らがここに参加した。ただし、現段階では、地域別・主題別に個別の事例研究を積み重ねているものの、方法論に関しては研究者の間で大きな見解の相違があり、また用語や概念の揺らぎも残ったままになっている。そこで本稿では、カルチュレール研究について議論を整理して具体的な問題点を明らかにした後、それを踏まえて実際にカルチュレールを用いたケーススタディを行い、どのような関心の下で一一、一二世紀にカルチュレールが編纂されたのかを明らかにしたい。

① Duby, G., *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, Paris, 1953; Lemaignier, J.F., 'Political and monastic structures in France at the end of the tenth and the beginning of the eleventh century', dans Cheyette, F.L. (éd) *Lordsip and community in Medieval Europe*, New York, 1975; Poly, J.-P. et Boumazel, E., *La mutation féodale*, Paris, 1980 etc.

② Barthélemy, D., 'une crise de l'écrit? Observations sur des actes de Saint-Aubin d'Angers (XI^e siècle)', *Bibliothèque de l'école des chartes* (155), 1997 pp. 95-117; id., *La Mutation de l'an mil, a-t-elle eu lieu?*, Paris, 1997; Guyotjeannin, O., 'genuina scriptorum' le mythe de l'anarchie documentaire dans la France du Nord', *Bibliothèque de l'école des chartes* (155), 1997, pp. 11-44. リンデンハーグ研究会では Stock, B. & Clanchy, M.T. の業績が注目に値する。*た* Rosenwein,

- B.-H. & Little, L.-K. Geary, P. といったアメリカの中世史研究者や、Wollach, J. を中心としたミニンスタークループの研究も重要である。^③ Stein, H., *Cartulaires français ou relatifs à l'histoire de France*, Paris, 1907.
- ④ Guyotjeannin, O., *Diplomatique médiévale*, Brepols, 1993, pp. 277-279.
- ⑤ Le Goff, J., et Toubert, P., 'Une histoire totale du Moyen Age, est-elle possible?', *Actes du 100^e congrès national des sociétés savantes, Paris 1975: section de philologie et d'histoire jusqu'à 1610* *l'entente, perspectives et méthodes de l'histoire médiévale*, Paris, Bibliothèque nationale, 1977, pp. 31-43.
- ⑥ L'école des chartes (éd.), *Les cartulaires*, Paris, 1993.

一 カルチュレール研究

カルチュレールに関する基礎的な研究は、既に触れた一九九一年と一九九六年に開かれた二度の研究会の報告書に収められている。^①一九九一年の研究会ではカルチュレールに関する先駆的な研究が数多く発表され、主要な問題提起がなされている。また主に証書を対象として記述行為を取り上げた一九九六年の研究会では、証書の用途や記述文化の多様性を明らかにすることで証書史料の再評価が試みられた。以下では、これらの場での報告をその後の研究で適宜補足しながら、従来の文書形式学と比較する形で現在

までのカルチュレール研究の動向を紹介し、「カルチュレールとは何か」を起源、機能、類型、編纂過程の面から改めて定義していく。

(一) 起源と機能

カルチュレールの起源やその機能については、P・ギアリ、M・パリス、G・ドゥクレールが中心的な研究を行っている。カルチュレールの作成契機や初期の形態は地域によって異なるといわれるが、最も早くカルチュレールが現れた東フランクでは、九世紀半ばのルイ・ゲルマン人王による制圧後、この地で所領を有する教会組織によってカルチュレールの編纂が行われている。既存のオリジナル証書の集成にその後、非常に簡潔なノティスが網羅的に加筆された結果、この地では台帳史料である *liber traditionum* に類似した形態のカルチュレールが成立することとなった。一方、所領明細帳 *polyptyques* がこれと同様の機能を果たしていた西フランクでは、一〇世紀半ばに司教や修道院長の事蹟録 *gesta* から派生したとみられる、年代記カルチュレール *cartulaire-chronique* が現れ始める。典型的な修道院カルチュレールが成立するのは一一世紀半ば以降で、クリュニイをはじめ各地の有力修道院において、この時期に急激に増加した寄進証書

を体系的に転写したカルチュレールが作成されるようになる。後に詳しくふれるこの修道院カルチュレールが一二世紀を通じて教会組織内で一般化し、その後、俗人の手でも作成され始めたことから、カルチュレール編纂は一三世紀に最盛期を迎えたといわれている。

カルチュレールの機能に関しては、ギアリがこれを三つに分けて説明を試みている。それは修道院の危機に対する備えとしての財産整理 *gestion*・財産保全 *protection*・記念 *commémoration* である。ギアリは九世紀におけるカルチュレール編纂についてこの三要素を指摘したのだが、これらは作成された社会的背景によって比重の変化こそあれ、ほかの時代のカルチュレール編纂に対しても適用できる要素である。これらをさらに、証書の参照を容易にするために書庫を整理すること、財産の散逸を防ぐために既得財産について権利関係を整理することは実務的機能、年代記の補完となるように、司教、修道院長、そして寄進者である世俗領主らの記憶を保護することは記念的機能として大きく二分すると、九世紀の東フランクでは既得財産の保全のために証書の集成を必要としたという実務的側面が、一一、一二世紀のフランスでは司教、修道院長らの業績、あるいは修道院の歴史と証書とを結びつける記憶・記念の側面が、そして一三世紀以降は再び実務的な側

面が重視される傾向にあったと考えられている。

特に、紀元千年における集合的記憶と歴史をめぐる考察で知られるギアリは、記述史料を前にしたときの当時の修道士について次のように指摘する。「紀元千年ごろ彼らは過去と現在との乖離を感じようになり、自己の歴史を語る際には永遠に不変な記憶ではなく現状にふさわしい過去を求めて、恣意的な文書の操作を行った」^④。カルチュレール編纂についてもギアリは同様の立場にたち、これを「同時代に望まれる、あるべき過去の再生産」として解釈している。ルゴフとトゥベールが提唱した「記念物としての史料」*「document-monument」* の概念とうまく合致する彼の見解、すなわち、一一、一二世紀の修道院カルチュレールを単なる証書の写しではなく、修道士らが証書を選別し、加工、修正をして再記述したもの、編纂時の彼らの記憶を如実に伝えるある種の歴史的叙述として認識することは、カルチュレール研究において広く支持されている。

(二) 類型・内部構成

文書形式学によれば、複写文書集成 *recueil de copies* としては、カルチュレールのほかにも厳密には後世の考証学者が編纂にあたった証書集成 *recueil de chartes*、証書や書簡、会計文書な

どを継続的に収録した登記簿・台帳 *registre* などさまざまな類型がある。また、カルチュレールの中でも、司教・修道院長に関する叙述と共に、あるいは修道院の歴史叙述に沿って証書が転写されたものが特に年代記カルチュレールと称されることもある。^⑤しかし、このような形式的な分類は、実際のカルチュレールが非常に複合的な性格をもつことを軽視している。B・M・トックやD・イオニャブラが指摘しているように、証書のはかに歴史叙述や聖人伝、蔵書目録といった叙述型のテキストを内包しているカルチュレールもあれば、J・L・ルメートルが言うようにミサ典礼書や聖書、死者名簿の余白を利用して証書が書き写された事例もある。^⑥また、東フランクでのみ見られる *liber traditionum* は財産取引に関する証書台帳で、基本的には客観的で簡略なノテイスを記録しているものだが、その中にはカルチュレールとの高い類似性が指摘されているものがある。^⑦当時の文字史料の多様性を想起させるこれらの報告は、叙述史料と証書史料とを形式的に峻別することに警告を発すると同時に、カルチュレールを歴史叙述の一つとして扱う立場を補強するものである。

カルチュレールの内部構成については、転写された証書の分類方法が議論的になっている。カルチュレールに収められた証書が全く無秩序に並んでいることはまれで、地域別、年代順のほか

に、教皇や王、伯など発給者のヒエラルヒーに応じた分類、あるいは特定の司教や修道院長に焦点をあてるといった何らかのテーマをもって転写されるのが一般的である。^⑧数度に分けて編纂が行われたカルチュレールでは、ときに編纂の度に分類基準が異なる場合もある。

比較的良好に採用されたのは地理的な区分で、カルチュレールで時系列を意識した証書の配置が頻繁に見られるようになるのは一二世紀後半からである。これについては、修道院の書庫では非常にしばしば教会や従属修道院ごとに証書の保管箱が用意されていたため、結果的に地域区分に従った証書分類が行われたことが考慮されるべきであろう。一方、年代順の配列については、カルチュレールの刊本の特殊性に注意する必要がある。一九世紀に盛んであったカルチュレール出版事業においては、参照者の便宜を図って考証学者が本来の順序を廃して、証書を年代順に並べ直している場合が少なくないのである。

本稿で取り上げる一、二世紀の修道院カルチュレールにおける証書の分類については、D・ローマンの研究が非常に示唆に富んでいる。^⑨実務の用途に重点を置いて作成された一三世紀以降のカルチュレールでは冒頭部分に財産目録を置くことが多かったのに対して、これに先行する一、二世紀に教会組織で編纂さ

れたカルチュレールでは、聖俗の権威が発給したとされる証書をはじめに置かれるケースが多い。カロリング期であれば王の、一二世紀以降であれば教皇、皇帝、王といった権威者の証書を冒頭部分に配し、その後に残りの証書を収録する形式である。彼はこれを「中世的カルチュレール」と名づけ、年代記の補完あるいは聖俗の権威の威光を借りて修道院の権利を主張するという記念機能を想定したカルチュレールに典型的な構成であると主張している。

(三) 収録された証書——加工の過程——

カルチュレールに収録する証書の選択基準や修道院の書庫における証書管理のありようは、「なぜカルチュレールが編纂されたのか」に密接にかかわる問題として、現在、古文書学者の間で最も関心をもたれている。ここでは、L・モレルの研究をギアリやドゥクレール、パリスらの見解と照らし合わせる形で、カルチュレールの具体的な編纂の過程、すなわち、素材、その選択基準、転写時の加工について論点をまとめる。^⑩

証書の選択基準に関しては、モレルは、修道院カルチュレールとはその時点での書庫の状態をそっくり再生するという意図から作成されたものだと考え、編纂時の証書の取捨選択を想定しない。

これに対してギアリは、修道院の書庫に保管されていたオリジナル証書の中にはカルチュレールに転写されていないものがあることを根拠に、カルチュレールを書庫の映し鏡として捉えることに疑問を呈している。^⑪ 一般的にオリジナル証書が現在まで伝えられているケースが稀であることから、オリジナル証書との比較を通じて、オリジナル証書が網羅的に転写されたのか、あるいは編纂者による選択を受けたのかを実証するのは容易ではない。とはいえ、カルチュレール編纂時に証書の選択が行われた可能性を考えるギアリの反論の方向性は妥当と思われる。

一一、一二世紀の修道院の書庫には、オリジナル証書、すなわち、教皇勅書、王による特許状、伯をはじめとした周辺地域の領主との取引を扱う私文書が保管されており、編纂者はこれらを直接参照してカルチュレールを作成したというのがモレルの考えである。九世紀の東フランクでみられたような、原型となるオリジナル証書集成の存在を想定しないという点ではこの見解は大筋で受け入れられている。しかし、これに対してドゥクレールが、オリジナル証書とカルチュレール編纂との間に証書の要約など文書加工の中間的なレベルがあつた可能性を指摘していることは意識しておく必要があるだろう。

カルチュレールに収められた証書の加工過程については、そも

そも証書を転写する際には、オリジナル証書の記述形式、記載内容を守り、正確にこれを書き写すという意識がなかったこと、その結果、編纂者の解釈に従って妥当な形式と内容に証書を修正することが一般的に行われていたことをモデルが指摘している。その例として、オリジナル証書とカルチュレールに記載された証書とを比較すると、オリジナル証書にあるプロトコルなどの定形部やエスカトコルの日付、証人名の部分が省略あるいは簡略化されることが多いこと、あるいは地名や人名の訂正がよくみられることが挙げられている。パリスもパンカルト *pancarte* の作成を例として、既存の証書を参照し、解釈し、加工することによって別の証書を創出する文書加工法があったことを主張している。複数の証書をひとつに合成したパンカルトは、オリジナル証書を忠実に写すのではなく、作成年代も対象とする取引物件も異なる複数の証書を、作成者が分析・統合することで、その時点での需要にこたえる新しいひとつのオリジナル証書に仕立て上げたものだと考えられている。従って、カルチュレールにある個々の証書には、意識的あるいは無意識的にさまざまな文書加工が施されているといえよう。

（四）オリジナル証書と複製文書

カルチュレール作成後もオリジナル証書は引き続き書庫で保管されたのか、あるいは廃棄されたのかというオリジナル証書破棄の問題がある。現在ではオリジナル証書はその後もしばしば修道院の書庫に保管されていたという立場が専らである。^⑩しかし、複製文書の集成であるカルチュレールにオリジナル証書と同等の法的効力を認めるのかどうかといった中世における法の典拠の問題は非常に複雑であり、未だに解決を見ていない。

このほか、オリジナル証書と複製文書との関係では、偽文書問題もよく議論されている。^⑪文書形式学では偽文書は贋作として軽視されてきたが、今日では、一二世紀ごろまでは証書の真正性の基準が我々のものとは異なっており、現存しないがその時点からみてあつてしかるべき証書として作成されたのが偽文書だと考えられている。カルチュレールにも共通する「過去の再生産」という動機から作成される偽文書は、信頼性の低い史料として研究対象から除外するのではなく、むしろ最もその時代が必要とした過去の表象として積極的に分析対象として用いられるべきであろう。また、カルチュレールに収録された文書がオリジナル証書の形式をまねて書いた文書、オリジナル証書に修正を加えた文書、オリ

ジナル証書を合成した文書など、加工修正を受けたものであることを考えると、偽文書が受容される文化的構造とカルチュレール編纂との間には高い親和性が考えられる。

以上のようなカルチュレールにまつわるさまざまな研究成果からは、ひとつの問題が浮かび上がってくる。それは古文書学者と中世史研究者との研究が乖離していることである。カルチュレール研究の中核を担う前者は、一一、一二世紀のカルチュレールが修道院の記憶維持装置の役割を期待された歴史叙述であるという点を盛んに強調し、そこで語られる記憶を読み解く手がかりとして、カルチュレールの編纂過程を詳細に研究している。ただ、証書の集成であるカルチュレールは、歴史叙述としては「記憶の筋書き」が前面に現れる類型ではないので、カルチュレールから単に連続する証書ではもちえない構造、意味秩序を読み取るためには、単純にテキストを読み込むほかに、さまざまな工夫をこらして分析をする必要がある。そのため、現在、最も先行しているモレルの研究でもカルチュレールの内的体系性と修道院の書庫との関連を指摘するにとどまり、未だにカルチュレールが物語る記憶を明確に提示できていないのが現状である。^⑭従って、彼らは修道院カルチュレールを一二世紀以降増加した歴史叙述の一種として捉える新たな方向性を打ち出しながらも、その視点から一一、一

二世紀にカルチュレール編纂が活性化した背景を説明するまでには至っていない。一方、後者の研究では、史料紹介の枠内でグレゴリウス改革、修道院と王・伯との関係など聖俗の面からカルチュレール編纂の時代的背景が論じられている。^⑮しかし、これらをさらに修道院カルチュレールにおいて再生産された過去の記憶と関連づけたら、一一、一二世紀のより広い文脈からカルチュレール需要の高まりを説明しようとする研究は彼らの中にはない。つまり、古文書学はテキスト内、中世史研究はテキスト外という研究の住み分けに阻まれて、歴史叙述としてカルチュレールを読み、テキスト内外の世界を結合させてその編纂目的を解明する研究が欠如しているのである。

もともと、今の段階では、一一、一二世紀にカルチュレールが必要とされた背景を社会的・文化的に説明する包括的なカルチュレール研究の前に、まずカルチュレールを歴史叙述として理解することの妥当性を示すために、カルチュレールから記憶・記念機能に結びつくような「創造された過去」を引き出す方法を確認することが最優先課題である。そこで以下ではベネディクト系修道院のカルチュレールが多く伝えられ、史料の質量とも比較的充実しているにもかかわらず研究が少ないボワトゥウ地方で、一二世紀に編纂されたサン・メクサン修道院カルチュレールを用いてケイ

スタディを行う。ここでは、カルチュレールの特徴を確認した後、歴史叙述としてカルチュレールを読むために、一つの歴史的事象に注目し、それに関連する証書のテキスト解釈、そしてカルチュレールの内部構成の検討を総合するとういう分析方法の可能性を試すことにしたい。

- ① L'école des chartes (éd.), *op. cit.*, Guyotjeannin, O., Morelle, L. et Parisse, M. (ed.), 'Pratiques de l'écrit documentaire au XI^e siècle', *Bibliothèque de l'école des chartes* (155), 1997; 國書院「フナヒツツヲナセト申古文書等」の紹介『国書雑誌』一〇一四号—一〇八九—一〇四
- ② Geary, P., 'Entre gestion et gesta', dans *Ecole des chartes* (éd.), *Les Cartulaires*, Paris, 1993, pp. 13-26; id., *Mémoire et oubli à la fin du premier millénaire*, Paris, 1996; Parisse, M., 'Ecriture et réécriture des chartes: les pancartes aux XI^e et XII^e siècles', *Bibliothèque de l'école des chartes* (155), 1997, pp. 247-265; Declercq, G., 'Origins and Cartulaires: The Organization of Archival Memory (Ninth-Eleventh Centuries)' dans Heidecker, K. (ed.), *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society*, Turnhout, 2000, pp. 147-170.
- ③ Geary, 'Entre gestion et gesta', p. 16.
- ④ Id., *Mémoire et oubli*, pp. 23-36.
- ⑤ Carcel Ori, M.M. (ed.), *op. cit.*, pp. 35, 36, 38.
- ⑥ Tock, B.M., 'Les textes non diplomatiques dans les cartulaires de la Province de Reims', dans *Les Cartulaires*, pp. 45-58; Jogna-prat, D., 'La confection des cartulaires et l'historiographie' dans *Les Cartulaires*, pp. 27-44; LeMaire, J.-L., 'Les actes transcrits dans les livres liturgiques', dans *Les Cartulaires*, pp. 59-78.
- ⑦ Declercq, G., *op. cit.*, pp. 153-155.
- ⑧ Bouchard, C.B., 'Monastic cartulaires: organizing eternity', dans Kost, A.J. et Winroth, A. (éd.), *Charters, cartulaires and archives: the preservation and transmission of documents in the medieval west*, Toronto, 2002, pp. 22-32; Declercq, G., *op. cit.*
- ⑨ Lohmann, P., 'Evolution et organisation interne des cartulaires rhénans du Moyen Âge', dans *Les Cartulaires*, pp. 79-90.
- ⑩ Morelle, L., 'De l'original à la copie: Remarques sur l'évaluation des transcriptions dans les cartulaires médiévaux', dans *Les Cartulaires*, pp. 91-104; id., 'Histoire et archives vers l'an mil: une nouvelle mutation?' *Histoire et archives no 3* (1998), pp. 119-141; Parisse, M., *op. cit.*; Declercq, G., *op. cit.*
- ⑪ Geary, 'Entre gestion et gesta'.
- ⑫ Parisse, M., *op. cit.*; Declercq, G., *op. cit.*
- ⑬ Sencely, C., 'Une notice fautive du cartulaire du l'Abbaye tourangel de Noyers', dans *Bibliothèque de l'école des chartes* (155), 1997, pp. 61-94.
- ⑭ 國書雑誌「フナヒツツヲナセト申古文書等」の紹介『国書雑誌』一〇一四号—一〇四
- ⑮ Morelle, L., 'Des moines face à leur chartier: étude sur le premier cartulaire de Montier-en-Der (vers 1127)', dans *Les moines du Der 673-1790*, Langre, 2000; Chastang, P., *Livre, écriture, transcrire: le travail des rédacteurs de cartulaires en Bas-Languedoc (XI^e-XIII^e siècles)*, Paris, 2001.
- ⑯ Zerner, M., 'L'élaboration du grand cartulaire de Saint-Victor de Marseille', dans *Les Cartulaires*, pp. 217-246 etc.

二 サン・メクサン修道院とリュージニャン城主

初めに一一、一二世紀のポワトゥ地方の状況を説明しよう。ポワトゥ地方には、一一世紀の社会についてデュビイが主張し、多くの研究者が他の地方への適用の可能性を探った一般的な図式、ポスト・カロリング期の秩序崩壊とバン領主としての城主層の台頭という図式がうまく当てはまらない。この地域でも、他の地域と同様にカロリング王国の衰退と共にフランク王の影響力が消え、ノルマン人の侵入も起こっているが、アキテーヌ侯位を継承したポワチエ伯は常にこの地域の最も有力な領主であり続けた。ただ、ポワチエ伯が副伯や城主らに対して有していた大きな影響力は、一一世紀以降アンジュー伯やアングレーム伯との勢力争いによって、微妙な変化を受けた可能性が考えられる。ポワトゥ地方の領主社会については、既にG・T・ビーチ、M・ガロー、A・ドゥポール、R・サンファソンらの地域史研究や領主の家門研究があるが^①、一一、一二世紀のポワトゥの領主社会を把握するためには、教皇やフランス王といった広域権力との関わりよりも、一一、一二世紀を通じて権力を維持し続けたポワチエ伯とアンジュー伯との争いやそれに連動する中小領主らの紛争が及ぼした影響を考慮する必要があるだろう。

ポワトゥ地方の領主と関係を持ち、この地域に多くの所領をもったベネディクト系修道院の中で、サン・シブリアン修道院、サン・メクサン修道院、サン・ジャン・ダンジュリイ修道院、ノワイエ修道院の四つが一一、一二世紀に編纂されたカルチュレールを現代まで伝えている^②。このうち、本稿では一二世紀初頭にカルチュレール編纂を始めたと考えられているサン・メクサン修道院を分析対象として取り上げる。この史料選択の理由は、サン・メクサン修道院のカルチュレールが、歴史的事象とそれに関する修道士の記述とを比較検討する格好の場を我々に提供してくれるからである。というのはカルチュレール編纂とはほぼ時を同じくして、サン・メクサン修道院は修道院所領の帰属を巡って一つの危機に直面していた。サン・メクサン修道院の年代記にも残っているように、サン・メクサン修道院の近くに拠点をもち、修道院と代々封臣関係にあつたリュージニャン城主のユーグ六世(1039-1110)がサン・メクサン修道院の財産を略取し、その息子のユーグ・ルブラン(後のユーグ七世)(1065-1151)もこれを返還しなかったことに端を発し、一一一〇年から一一一八年にかけて戦闘が行われたのである。この戦闘は甥のバルトネ城主シモン二世と組んだリュージニャン城主とポワチエ伯ギヨーム九世との間で行われ、ポワチエ伯が一一一八年に勝利を収めるとパ

ルトネ城主は投獄された。なおもバルトネ城主はポワチエ伯に抵抗し続けるが、一一二二年にポワチエ伯に城を攻略され、歴史から姿を消すことになった。つまり、サン・メクサン修道院のカルチュレールでは、所領を侵害したことでサン・メクサン修道院と紛争状態にあったという一二世紀初頭のリュージニャン城主の歴史的状况と、カルチュレールの内部構成や証書のテクスト解釈から得られるリュージニャン城主の姿とを比較し、カルチュレールが伝える記憶の特徴を考察することが可能なのである。

（二） サン・メクサン修道院とカルチュレール

サン・メクサン修道院の起源は五世紀にさかのぼる。フランク王がはじめの後援者であったといわれ、カロリング期においては、帝国内で最も有力な修道院のひとつであった。他の修道院と同様に、ノルマン人の侵入を受けたものの、九、一〇世紀に領主からの寄進を受けて復興した。

この修道院はフランク王から免属特権の証書を受けており、修道院の周囲に集中的に所領を有していた。トゥアール副伯がこの修道院の守護を勤めていたが、一〇世紀にポワチエ伯がこれに取って代わっている。ポワチエ伯との関係については、サン・メクサン修道院がポワチエ伯の封臣であり、戦時には歩兵の提供を行

っていたことが知られている。^④逆にサン・メクサン修道院の封臣であったのがリュージニャン城主と一一世紀後半に非常に強力であったバルトネ城主だが、彼らは修道院所領をしばしば侵害していた。サン・メクサン修道院はこういった世俗領主の影響力から逃れるために、一一世紀後半から徐々に教皇に従属する姿勢を見せ始める。

サン・メクサン修道院ではカルチュレールとはほぼ同時期に作成され一一二四年には完成していたとみられる年代記などいくつかの記述史料が作成されている。^⑤ただ、この修道院の書庫の状態は悲惨なものであり、一七世紀後半に既にカルチュレールには多くの欠損部分があったといわれている。オリジナルのカルチュレールは一八〇五年の火災で失われたため、現在、我々が利用できる主要な史料は、一八世紀に作成されたカルチュレールの写本二点（フォントノー版・シャザル版）、そしてこれと残存する証書をもとに作られたサン・メクサン修道院の証書集成の刊本である。^⑥

一八世紀に作成されたカルチュレールの写本にはいずれも不備があるため、オリジナルのカルチュレールにあった証書の正確な数は不明である。刊本を作成したA・リシャルは、写本に残されたカルチュレールのフォリオの記録や筆跡を元に、オリジナルのカルチュレールは三部構成になっていたとみなした。一二八〇

年ごろに編纂されたと思われる第一部 (pp. 1-71)・一一〇年から一二四年の間に編纂されたらしい第二部 (pp. 75-269)・一四五年ごろに作成されたらしい第三部 (pp. 270-342)である。つまり、サン・メクサン修道院では一二世紀から一三世紀にかけて第二部、第三部、第一部の順に少なくとも三回に分けてカルチュレールの編纂が行われたと推測される。全体的に欠落部分が多いことや第二部と第三部との境界部分では、収録証書の特徴に大差がないにも関わらず、一通の偽文書を境にこれを二分している点など、リシャールがいう三部構成には再検討の余地があるが、これに代わる見解は現時点では出されていないので、本稿ではリシャールの分析に沿って論を進めることにする。

第一部と第三部では証書が大よそ年代順に収録されているが、カルチュレールの中核となっている第二部だけはこの方式を採用していない。院長ジョフロワの命を受けて一二世紀初に最も早く編纂が開始されたと考えられている第二部に収録された証書は、修道院の創設からカルチュレール編纂作業開始期にあたる一一一〇年までに作成されたものである。ただし、一一〇五年以降に作成された証書については、多くは一一四五年頃に編纂された第三部に収録されており、第二部に記載されたものは稀である。^①

以下、第二部の内部構成を紹介する(表参照)。冒頭にあるの

は、この修道院が持つ最も古い証書、アキテーヌ王ピピン一世・二世の特許状とフランク皇帝ルイの特許状である。これに続くのは、第二部では最も新しい一一一〇年に発給された教皇パスカル二世の勅書である。王や教皇による重要な証書が構成する導入部のあとは、オニスの塩田とベサックのブドウ畑に関する取引が非常によくまとまった形で収録されている。次に、メルを中心とした修道院の南西部、修道院近郊(東)、トゥアールを中心とした北部、修道院近郊(南)、南部、東部、サン・メクサンすなわち修道院周辺で行われた取引と、ほぼ地域ごとに証書を分類することができ。この後には各地で行われた一一〇〇年以降の比較的新しい証書や従属院・従属教会に関連した証書が多く転写され、最後に刊本の編者が偽文書とみなした修道院長エブルに関する証書がおかれている。

異なる地域での取引を扱った証書の混入や後世の加筆が散見されるものの、第二部は明らかに地域別に証書を分類する形式になっている。ここにみられる地域区分は多くの場合、サン・メクサン修道院の従属院が存在したところであり、各部分にはこれらの従属院に関連する証書が含まれている。このことから、サン・メクサン修道院の書庫においては従属院別の証書管理が行われていたこと、さらに、サン・メクサン修道院のカルチュレール編纂が

サン・メクサン修道院カルチュレール第二部の構成

75 頁		190	
	-p.75 アキテーヌ王ピピン一世の特許状 (No.5)	190	- 修道院近郊(南)での取引を扱う証書
80	-p.82 アキテーヌ王ピピン二世の特許状 (No.2)	194	- 修道院南部での取引を扱う証書
	-p.87 フランク皇帝ルイの特許状 (No.1)	200	
90	-p.88, 89 教皇バスカル二世の勅書 (No.230)	203	
		210	- 修道院東部での取引を扱う証書
100		214	
		220	
110	- オニスの塩田・ベサックの葡萄畑 に関する証書	218	
120		230	- 修道院周辺での取引を扱う証書
130		240	
			-p.247 リュージニャン城主の証書 (No.123)
140		250	
		248	- 1100年以降の証書・従属院・従属教会に関する証書
150	- 修道院南西部での取引を扱う証書	260	
			-p.264 リュージニャン城主の証書 (No.209/No.211)
160		269	-p.269 修道院長エブルに関する偽文書 (No.23)
170	- 修道院近郊(東)での取引を扱う証書		
180			
190	- 185 - 186-187 - 修道院北部での取引を扱う証書		

書庫での分類を尊重して行われたことが指摘できる。

さて、有力領主が行った取引としては、第二部では本稿で焦点を当てるリユージニャン城主のほかにもボワチエ伯、トゥアール副伯、オルネイ副伯、メル城主の証書が確認できる。とりわけ、ボワチエ伯に関係する証書が非常に多く収録されており、取引の当事者あるいは証人という形では四分の一の証書に名前を残している。^⑧この点は修道院の守護であったボワチエ伯と修道院との結びつきを思わせる。有力領主が行った取引や従属院が直接かかわった取引を扱う証書は、各まとまりの末尾部分に集中する傾向がある。特に、修道院近郊での取引を集めた部分では末尾だけでなく、冒頭にもこのような取引が集められている。この時期の修道院カルチュレールには有力者に関する証書を特別視し、全体の冒頭および末尾部分にこれらを配置するという特徴があるが、サン・メクサン修道院ではカルチュレール全体だけでなく第二部を構成する各まとまりにおいてもこの傾向がみられる。

サン・メクサン修道院のカルチュレールが編纂期の違いによってこのような三部構成をとることは非常に大きな特徴である。というのも、このカルチュレールはリユージニャン城主の戦闘と並行して第二部、戦闘終結から約三〇年後に第三部、そして約一六〇年後に第一部の編纂が行われているのである。まず、戦闘と同

時代に作成された第二部を対象にリユージニャン城主の証書を分析すること、次いで、その内容を戦闘の当事者の生存中、戦闘が過去のものとなった時代と、その後二つの異なった状況下で編纂された部にあるリユージニャン城主の証書の内容と比較することは、このカルチュレールにおける彼らの記憶をより鮮明に浮かび上がらせることになろう。

(二) 第二部にみるリユージニャン城主

リユージニャン城主に関係する証書はカルチュレールの第二部に六枚収録されている(表参照)。ユーク六世が証人として参加した証書が二枚、ユーク六世が行为主体となった証書が四枚である。カルチュレールの内部構成から見ると、ユーク五世が証人となった証書は、No. 86がサン・メクサン修道院近郊(東)での取引の冒頭に、No. 87が修道院近郊(南)での取引の末尾にある。^⑨ユーク六世の証書は、最後の地域区分であるサン・メクサン修道院周辺で行われた取引の末尾にNo. 123、カルチュレール全体の末尾部分に内容の連続するNo. 209とNo. 211がある。一八世紀に作成されたフォントノー版の写本にはNo. 123の後に証書一八枚の欠落があるとされている。欠落部分の内容は不明だが、シャザルによる写本との比較から、No. 123の直後にはNo.

124が続いていたと推定されている。^⑩ いずれの証書も各ままとまりの冒頭もしくは末尾にあることから、その配置から判断して、これらが修道院にとって重要な証書として扱われていることがわかる。中でも、ユーク六世の証書No. 123とNo. 124の後に収録されているのは主にカルチュレール編纂直前に作成された証書であることから、この二証書は証書を地域別に分類した部分の最後、すなわち第二部の中では実質上の末尾に当たる位置にある。またNo. 209とNo. 211は、同時代に作成された証書の多くが後に編纂された第三部に収められる中、証書作成から程なくして第二部に転写されている。これらの点はユーク六世の証書に対するサン・メクサン修道院の関心の高さを表している。

ではユーク六世の証書四枚とはどのような内容なのだろうか。まずNo. 123とNo. 124とは、一一世紀後半におけるサン・メクサン修道院の証書に典型的な書式を採用しており、共に主キリストの受肉から一〇六九年目という年代表記に始まり、教皇、フランス王以下当時の主だった支配者の名を書き連ねる形になっている。No. 123は羊皮紙の破れにより写本作成時に既に後半部分が失われていたが、内容の理解に支障はない。一〇六九年にユーク六世が修道院長ベネディクトゥスと修道士らとコンヴェニエンティアをなし、修道士の祈祷と引き換えに、それまで修道院所領

において自らが行っていた悪しき慣習と五〇〇ソリドゥスを放棄する内容である。No. 124は、年代表記以下ユーク六世の名に言及するまでNo. 123と全く同じ文章からなっている。内容は、一〇六九年にユーク六世がサン・メクサン修道院長ベネディクトゥスの封臣となったというものである。さらに、自身とポワチエ伯との戦闘によって修道院を害したことを認め、殉教者録への記載と命日の祈祷と引き換えに、修道院に従属する三教会の再建に尽力すること、五〇〇ソリドゥスを放棄することを誓約している。^⑪ この二つの証書は共に一〇六九年三月一日の日付をもつ点、書式の類似、内容の関連性から恐らく同時に作成されたものであるう。

一方、No. 209とNo. 211はユーク六世とユーク七世がサン・メクサン修道院と交わした誓約を取り扱っている。No. 209は一八世紀の時点で既に前半が破れて欠損していたが、一一〇五年にあったユーク六世親子とサン・メクサン修道院に関する裁判記録であり、これにボルドー大司教、ポワチエ司教やポワチエ伯らが立ち会ったことを記している。^⑫ その翌年にという言葉で始まるNo. 211は、一一〇六年にユーク六世とその息子ユーク七世が修道院へ赴き、修道院長ガルネリウスに対して前年の取り決めを確認したこと、ポワチエ司教や伯らがその証人となったこと、ユー

グ六世親子が修道院所領の封臣となり修道院所領の防衛に努めること、さらに一〇六九年になされた五〇〇ソリドウスの返還

(No. 123・124)に言及しこれを再確認したことを伝えている。^⑭

二件の紛争解決を扱うこれら四つの文書は、いずれも証書書式を維持した形であることから、カルチュレール収録時に大きな修正や省略を受けることなく忠実に転写されたものと考えられる。

第二部の内部構成およびそこに含まれる証書の内容とを比較検討すると、次のようなことが指摘できよう。まず、計四通と数は少ないものの、リユージニャン城主ユーグ六世の証書はカルチュレールの構成上、編纂者の意識が強く働く部分に位置していることから、サン・メクサン修道院で重要視されていることがわかる。これらの証書にあるのは、一〇六九年の事例ではリユージニャン

城主とサン・メクサン修道院との間でコンヴェニエティアがなされ、宗教的奉仕と引き換えに、所領侵害を行ったリユージニャン城主ユーグ六世が自らの非を認め譲歩したこと、一一〇五年と一一〇六年の事例では裁判での取り決めを受けて、ユーグ六世とユーグ七世が修道院へ赴いて修道院の封臣となり、一〇六九年の誓約内容を再確認したことである。これは、伯や司教の裁判とは別に地域の領主間で行われた紛争解決である。リユージニャン城主とサン・メクサン修道院との紛争は当事者の間で和解が図られ、

その結果、一度は断ち切られた関係が修復され、従来からの関係が再確認されている。カルチュレール第二部が編纂されたとき、

一一〇一年から一一一八年までの戦闘によってサン・メクサン修道院とリユージニャン城主とは紛争状態に陥っていたが、このときにカルチュレールに記載されたのは、所領侵害を巡って係争中のリユージニャン城主への非難ではなく、両者が過去に「紛争から和解へのプロセス」を二度完成させ、その結びつきを強化したという一一一〇年の戦闘以前の記憶であった。すなわち第二部で記憶されているのは、編纂以前の合意に基づく「紛争解決を通じて、長期的な関係を維持するユーグ六世」の姿であり、カルチュレール編纂当時に修道院が直面していた危機は語られていないのである。

(三) 第三部にみるリユージニャン城主

では、一一一八年の戦闘終結から約三〇年が経過した一一四五年ごろに編纂されたカルチュレールの第三部では、リユージニャン城主の証書はどのように扱われているのだろうか。ここでは一一一〇年から一一一八年の戦闘やその解決について何か言及はあるのだろうか。

カルチュレールの第三部は基本的には一一一〇年以降の証書を

年代順に配列する形式である。ここでは三枚の証書でリュージニヤン城主の名前が見られる。No. 268とNo. 322は共にユーグ七世が行為主体となった証書である。ユーグ七世の家族らの署名から始まるNo. 268は、ユーグ七世が先祖の例に倣ってサン・メクサン修道院の封臣となり、一〇〇ソリドウスと引き換えに修道院近郊のパンプルー、リゴードン、サン・ジェルミエの所領の防衛を担うことを誓約するものである。これは戦闘終結と同じ一八八年の証書でありながら、戦闘に一切言及していないため、戦闘と証書内容との関係はここではわからない。ノティスの形式をとるNo. 322はユーグ七世が先祖の例に倣ってサン・メクサン修道院の封臣となること、五〇〇ソリドウスを返還するという一〇六九年、一一〇六年のユーグ六世の誓約（No. 123・No. 311）をユーグ七世が踏襲することを記している^⑮。だが、この証書でも一一一〇年から一一一八年にかけての戦闘への言及はない。カルチュレールの第三部に収録されたリュージニヤン城主の証書を見る限りでは、サン・メクサン修道院は戦闘について一切沈黙を守っている。ユーグ七世が修道院に対して起こした所領侵害を非難して自らの正当性を主張するどころか、一一一〇年以降ユーグ七世が所領侵害という危機を修道院にもたらしたことや、その後の戦闘終結、リュージニヤン城主との和解についても語ら

ない。まるで戦闘などなかったかのようである。ただし、No. 238の年代表記において「一一一〇年はボワチエ伯とユーグ七世が戦闘を行い、各地を荒廃させた年である」と記していることから、サン・メクサン修道院はこの戦闘そのものを知らなかったわけではない^⑯。従ってここでは、一一一〇年から一一一八年の戦闘にまつわる記憶のうち、リュージニヤン城主と修道院との間で生じた所領侵害、あるいはその和解・関係修復といった「紛争から和解へのプロセス」を詳述せずに、リュージニヤン城主ユーグ七世の姿を描いているといえる。つまり、カルチュレールの第三部でも（一一一八年と一一三七年の二度の誓約を通じて）、第二部と同様にリュージニヤン城主は「修道院と長期的に共生関係にある領主」として扱われている。ただし、リュージニヤン城主ユーグ七世が戦闘をおこした点には触れず、「先祖代々そうであったように」修道院の封臣として修道院との総体的な相互依存関係を継続したことに関心が寄せられている。

（四）第一部にみるリュージニヤン城主

サン・メクサン修道院には一一一〇年から一一一八年にかけての紛争に関する証書は一切存在しなかったのではないかという疑問は、一二八〇年編纂の第一部に収録された証書によって打ち消

される。そこにあるユーク六世・ユーク七世の親子が行った所領侵害を直接取り上げた四つの証書は、一一一〇年、一一一七―一二七年といずれも一一四五年までに作成されており、カルチュレールの第三部への記載が可能であったものである。一一一七―一二七年に作成されたNo. 284、No. 285は、それぞれアングレーム司教と、ポワチエ司教に宛てたユーク七世の書簡で、ジャゼヌイユ教会所領を巡ってリユージニャン城主とサン・メクサン修道院との間でおきた紛争の仲裁を求める内容と、このジャゼヌイユ教会所領を自身が正当に持つことを証言する内容になっている^⑬。No. 231、No. 232は共に一一一〇年に教皇バスカル二世がポワチエ司教ビエールに宛てて書いた小勅書で、それぞれ修道院所領を侵害しているユーク六世、ジャゼヌイユ教会所領を侵害しているユーク七世を教会裁判にかけるようポワチエ司教ビエール二世に求めている。特にNo. 232は、一一一〇年から一一一八年の戦闘の発端となったリユージニャン城主の所領侵害を詳細に伝えており、これによってジャゼヌイユ教会、ルゼ教会、ベルロ教会の帰属、パンプルー、リゴードン、サン・ジェルミエの所領の帰属をめぐって、リユージニャン城主とサン・メクサン修道院が対立していたことを我々は知る。この二通の書簡は直接、サン・メクサン修道院に宛てて発給されたものではないが、その内

容からこの修道院の働きかけによって作成されたものであることは十分推測される。一一一八年に作成され第三部に収められたNo. 268は、まさにパンプルー、リゴードン、サン・ジェルミエの所領の処遇を記したものであることから、この戦闘から生じた両者の紛争の和解証書であったことが分かる。そして、リユージニャン城主がジャゼヌイユ教会所領に対する権利を申し立てたNo. 284、No. 285もまた、一一一七―一二七年にリユージニャン城主がみせた紛争の和解に向けたもう一つの動きを伝えるものである。

つまりこのカルチュレールでは、紛争解決の過程で作成されたリユージュニャン城主の書簡No. 284、No. 285、そして教皇の小勅書という修道院にとって非常に重要な証書であるはずのNo. 231、No. 232を修道士たちは第二部にも第三部にも収録しなかった。特にNo. 232は関係の深いNo. 268が第三部に収録されたにもかかわらずである。それが、証書の作成から一一三〇年から一七〇年が経過した一三世紀末のサン・メクサン修道院ではカルチュレールに転写されたのである。カルチュレールの財産保全機能を考えるならば、この文書操作は効果的ではない。というのは、第二部、第三部にあるリユージニャン城主による権利放棄や和解の証書と共に、第一部にあるユーク六世やユーク七世が行った所

領侵害の顛末を詳述する証書、権威者による直接的なりユージニヤン城主の非難を多く収録し、争点の所領が修道院に帰属する根拠を示すほうが修道院にとって有益であるからだ。

一方、カルチュレールの記念機能を考えると、戦闘が未解決であった第二部ではもちろん、第三部のように和解がなった後でもこれら四つの証書を収録しないという文書操作は、まさに一一一〇年から一一一八年の戦闘の発端とその解決の過程を忘却するものである。というのは、ポワトゥ地域の領主間で行われていた紛争解決の状況が、この忘却の一つの背景として想起されるからである。中世の紛争解決については、伯や司教が主宰する裁判と共に、地域の領主間での社会的紐帯を配慮した交渉によつて実質的な和解が当事者間で図られていたことが指摘されている。サン・メクサン修道院のカルチュレールの場合、第二部、第三部に収録されたリユージニヤン城主の証書は、当事者間で行われた和解交渉の証書（No. 123, No. 124, No. 268, No. 312）、裁判とその後

存・共生関係をもつ領主」である。ここで長期的に形成された領主間の紐帯が重視されている点は、一般的な中世の和解交渉の理解と合致する。

だが、中世における紛争解決では、和解という最終的な結果だけが重要なのではない。紛争は当事者間の既存の社会的紐帯への異議申し立ての手段として用いられており、これを受けて行われる紛争解決では、紛争の妥協点を探る交渉を通じて、当事者の間に新たな紐帯を構築するという点にも大きな意味があるのである。つまり、そこで問題となった紐帯には誰が関与しているのか、それはどのような土地取引を媒介にして結ばれたのかを示す紛争の詳細や和解へと至る途中経過は、本来なら紛争解決の記憶として不可欠な要素である。しかし、ここで取り上げたリユージニヤン城主とサン・メクサン修道院との事例では、これを語る証書がカルチュレールの第二部、第三部に収録されておらず、一一一〇年から一一一八年までの戦闘やそれに付随する紛争状態の記憶が抜け落ちているのである。この点は、このような和解交渉の場での修道院の姿勢を反映したものである。この点、このような和解交渉の場での紛争の和解交渉においては、サン・メクサン修道院は様々な証書をたてに自らの立場を主張し、リユージニヤン城主との関係の再構築にあたった。ただし、その際に、最終的にはリユージニヤ

ン城主との長期的な紐帯を維持し、彼らと高い親和性を保つことを重視したサン・メクサン修道院は、頻発する個別の紛争での対立をカルチュレールに逐一反映するよりも、何度もの紛争解決を重ねて築かれた長期的な共生関係の文脈を優先してリユージニヤン城主との関係を記憶し、一時的な対立の構図や九年に渡る戦闘の記憶を排除したと考えられる。

戦闘に言及する証書がそれまでの方針に反して第一部で収録されたことも、この修道院と領主との関係から説明できる。ポワトゥ地方では一三世紀初頭からフランス王権の進出が顕著になっていたが、フランス王ルイ九世とポワチエ伯アルフォンスに対するリユージニヤン城主ユーグ一〇世の反乱を期に一二四二年、タイユプールの戦いが起こった^②。この戦いに勝利したフランス王はユーグ一〇世の所領を接収すると共に、サン・メクサンの町にリユージニヤン城主を牽制するための城砦を建設した。さらにフランス王は、サン・メクサン修道院を自らの勢力下に収めるために、この修道院がリユージニヤン城主やその家臣と結んでいた封建関係を断ち切らせた。つまり、カルチュレールの第一部編纂に先立って、サン・メクサン修道院とリユージニヤン城主との長期的な共生関係は、フランス王という外部権力の介入によって強制的に解消されたわけである。このような状況を考えれば、一二八〇年

の第一部編纂の際、サン・メクサン修道院とリユージニヤン城主との対立の構図は、もはや隠す理由がなかっただけでなく、むしろ両者の長期的な共生関係の瓦解を表明するものとして積極的に記憶すべきものになっていたのである。

現実には、リユージニヤン城主が所領侵害という危機と寄進などの援助とを修道院にもたらす存在であったことを考慮すると、サン・メクサン修道院カルチュレールの記憶の一端である「リユージニヤン城主との共生関係」は、このカルチュレールが世俗領主と修道院とのあるべき姿、ひいては修道院共同体のあるべき姿を示す装置としての機能をもつという仮説を導く。もちろん、このカルチュレールを歴史叙述として読むためには、リユージニヤン城主の事例だけでなく、カルチュレール全体からさらに多くの事例を取り上げ、本稿で指摘したひとつの特徴的な記憶が一般化できるのかどうかを検討する必要がある。しかし、このケーススタディで、刊本を作成したりシャル以来、教皇バスカル二世から所領・財産の承認を得るために編纂されたといわれているサン・メクサン修道院のカルチュレールについて、財産保全・管理という実務的な機能に加えて、歴史叙述としての記憶・忘却の機能を指摘することができたのは大きい。というのも、ここでの目的は、一二世紀におけるカルチュレールの用途の解明に向けて、

ひとつのアブローチの可能性を探ることであり、一一一〇年から一一一八年の戦闘と、編纂期の違いに基づくカルチュレールの三部構成を指標にして、カルチュレールに収録された証書の内容を比較検討し、サン・メクサン修道院のカルチュレールでのリユージニヤン城主に関する記憶の操作を指摘することにあつたからである。

最後に、サン・メクサン修道院のカルチュレールにみられるこのような記憶が、同修道院の年代記にある記憶に対してどのような特徴をもつのかをみておく必要がある。サン・メクサン修道院の年代記は、天地創造から記述を始める世界年代記である。その記述の大半はキリスト教世界全般の歴史であり、既存の年代記からの引用が主体となつている。アキテーヌ地方の政治や教会の歴史は、シャルルマーニュの治世以降、九世紀から一二世紀前半を扱う部分にあり、カロリング家、カペー家、ローマ教皇に関する出来事への言及と共に、アデマール・ド・シャバンヌの年代記などを援用しつつ語られている。このような年代順に出来事を書き連ねる形式をとることで、年代記は時間を軸に、修道院やそれを取り巻く地域の歴史をキリスト教世界の全体的な歴史に統合し、修道院の記憶を普遍化する傾向がある。これに対してサン・メクサン修道院のカルチュレールでは、既に見たように主要部には地

理的分類が採用され、修道院の歴史はボワトゥウ地方の土地の記憶に結び付けて語られている。これは修道院とボワトゥウの地域社会とを一体化して捉えることで、修道院の記憶の固有性を高めるものであつたといえよう。

① Beech, G.-T., *Une société rurale dans la France du Moyen Âge: la Gâtine poitevine aux XI^e et XII^e siècles*, Parthenay, 1997; Garaud, M., *Les châtellains de Poitou et l'avènement du régime féodal, XI^e et XII^e siècles, Mémoire de la société des Antiquaires de l'Ouest VIII*, Poitiers, 1967; Debord, A., *La société laïque dans les pays de la Charente X^e-XII^e siècles*, Paris, 1984; Sanfaçon, R., *Défrichements, peuplement et institutions seigneuriales en Haut-Poitou du X^e au XII^e siècle*, Québec, 1967; Dillange, M., *Les comtes de Poitou: Duc d'Aquitaine (778-1204)*, Mougou, 1995; Favreau, R., *L'inscription de l'église de Saint-Savin-sur-Gartempe, Cahiers de Civilisation médiévale 10^e-12^e siècles (1976)*, pp. 9-37.

② Redet, L., *Cartulaire de l'abbaye de Saint Cyprien de Poitiers, Archives historiques du Poitou*, t. III, 1874; Musset, G., *Cartulaire de l'abbaye royale de Saint Jean d'Angély, Archives historiques de la Saintonge et l'Aunis*, t. XXX et XXXIII, 1901, 1903; Richard, A., *Chartes et documents pour servir à l'histoire de l'abbaye de Saint Maxien, Archives historiques du Poitou*, t. XVI et XVIII, 1886; Chevalier, C., *Cartulaire de l'abbaye de Noyers, Mémoire de la société archéologique de Touraine*, t. XXIII, 1872.

③ Verdon, J., *La Chronique de Saint Maxien: 750-1140*, Paris, 1979, pp. 182-183; Debord, A., op. cit., pp. 365-366.

- ④ Garaud, M., *op. cit.*, p. 68.
- ⑤ Verdon, J., *op. cit.*, p. xviii.
- ⑥ Richard, A., *Chartes et documents pour servir à l'histoire de l'abbaye de Saint Maixent, Archives historiques du Poitou*, t. XVI et XVIII, 1886. 以下、この刊行史料に含まれる証書は本文中では証書番号により表記し、註で作成年と史料中でのページを表示する。
- ⑦ なお、ここにあった証書のうち刊本にあるのは一六四の証書だが、オリジナルのカルチュレールにはこれ以外に少なくとも三〇〇の証書が含まれていたと考えられている。
- ⑧ 一六四枚中、当事者としてあるいは証人として名が挙がっている証書が三九枚ある。
- ⑨ *Saint Maixent*, No. 97 (1040-44), pp. 120-121; No. 98 (1040-44), pp. 121-123.
- ⑩ 欠落部分は、シャザル版写本にある収録証書のリストとフォントノー版写本にある証書とを照合して指摘されている。そこではリストにある証書番号を手がかりに欠落が言われているが、このリストも完全なものではないため、欠落部分にあった証書はNo. 124を除いて特定されていない。なお、刊本では一七世紀作成のエチエノー版写本からNo. 124を転写している。Verdon, J., *op. cit.*, pp. xxviii, xxix, 155, 156.
- ⑪ *Saint Maixent*, No. 123 (1069), p. 155.
- ⑫ *Ibid.*, No. 124 (1069), p. 156.
- ⑬ *Ibid.*, No. 209 (1105), pp. 240-241.
- ⑭ *Ibid.*, No. 211 (1106), pp. 242-243.
- ⑮ *Ibid.*, No. 268 (1118), pp. 294-296.
- ⑯ *Ibid.*, No. 312 (1137), pp. 334-335.
- ⑰ *Ibid.*, No. 238 (1110), pp. 265-266.

- ⑱ *Ibid.*, No. 284 (1117-27), p. 311; No. 285 (1117-27), pp. 331-332.
- ⑲ *Ibid.*, No. 231 (1110), p. 260; No. 232 (1110), pp. 260-261.
- ⑳ White, S.D., 'Feuding and peace-making in the Touraine around the year 1000', dans *Traditio* 42 (1986), pp. 195-263; Rosenwein, B.H., Head, T. and Farmer, S., 'Monks and their enemies. A comparative approach', dans *Speculum* 66 (1991), pp. 764-796.
- ㉑ *Saint Maixent*, p. xlii-xliii.
- ㉒ *Ibid.*, p. xi. 年代記は二〇七枚のフォリオからなるが、世界の起源からシャルルマーニュの治世までの記述に一一八九のフォリオが費やされている。刊本は一八九bのフォリオ以降の内容を収録したものである。

お わ り に

一、一二世紀における記述文化の再考として、この時期のカルチュレールに期待されていた役割を明らかにすることが筆者の目下の課題である。本稿では、その分析の際に、最近のカルチュール研究で注目を集めている「カルチュレールを歴史叙述として読む」試みが、果たして有効に機能するかどうかを検討した。サン・メクサン修道院のカルチュレールを用いたケーススタディによって、まず、方法論の面で未だに手探り状態にあるというこの仮説の問題点を幾分解消することができた。歴史的状況、証書のテキスト分析に加えて、証書の配置、選択など内部構成を通して

てカルチュレールで語られる「記憶」を明らかにしたこと、とりわけカルチュレール内部構成が分析の指標の一つとして有効であることを示した点は、今後のカルチュレール研究の進展につながるものである。また、カルチュレールの編纂時に記憶の再構成がなされた一事例を指摘して、このカルチュレールが記憶・忘却の機能を具えていることを示した。サン・メクサン修道院のカルチュレールのように、財産管理が編纂目的であるとされている場合でも、編纂時に記憶の操作があったことは考慮されるべきであろう。さらに、こうしてカルチュレールを歴史叙述として捉えることによって、証書に記された個別の記憶がカルチュレール編纂作業の中で整理され、修道院の記憶として秩序立て、固定化されていくこと、これにより、カルチュレールでは世俗領主と修道院との関係、修道院共同体の姿がその時点で修道院の望む形で語られることを仮説的に提示した。サン・メクサン修道院のカルチュレールがもつこのような特徴は、一一、一二世紀における修道院カルチュレールの編纂動機や目的を議論する上で、重要な手がかりとなるものである。

一一、一二世紀のボワトゥウ地方でカルチュレール編纂を行った修道院のうち、唯一、カルチュレールのオリジナルを現代に伝えているのが、サン・シブリアン修道院である。このカルチュレールはその非常に複雑な性格ゆえに研究者から敬遠され、現在まで史料調査さえ本格的に行われていない。今後はこのサン・シブリアン修道院のカルチュレールを用いて、一一、一二世紀におけるカルチュレールの用途、さらにはこの時代における証書史料への関心の高まりについて考察を深めていきたい。その際、サン・メクサン修道院のカルチュレールについて本稿で試みた分析は、カルチュレールを歴史的記述として読む、すなわちそこに修道院の記憶の物語を読む上で大いに役立つものであろう。

【本稿は平成一六年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励金）による研究成果の一部である。】

（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程）

Une perspective des recherches sur le cartulaire d'après le cartulaire de l'abbaye de Saint Maixent au XIIe siècle

by

MATSUO Kayoko

Beaucoup de médiévistes ont adopté l'idée de 'la mutation féodale' proposée par G. Duby, et ils s'essayaient à faire la synthèse du changement politique, économique et social de la société de l'an mil. Quant au domaine culturel, on constate une stagnation par rapport à la période précédente et suivante et indique alors 'une crise de l'écrit'. D. Barthélemy qui critique l'idée de 'la mutation féodale', soutient que le changement de la formule du document diplomatique signifie plutôt l'élargissement de l'utilisation d'écrit. Ses observations nous évoquent la possibilité et la nécessité de reconsidérer la culture écrite aux XIe et XIIe siècles de point de vue de l'histoire culturelle et sociale.

Nos études viseront à comprendre la fabrication des documents écrits, l'influence d'écrit, la hausse de l'intérêt à l'écrit aux XIe et XIIe siècles. Depuis que J. LeGoff et P. Toubert ont dit l'idée du 'document-monument', on s'intéresse vraiment au cartulaire, un des cas typiques du 'document-monument'. On valorise alors le cartulaire lui-même comme sujet de recherches historiques, et son analyse s'épanouit depuis les années 1990. Cependant, il nous semble que la problématique des chartistes et celle d'historiens ne se réunissent pas bien en ce moment. Les premiers examinent la forme du cartulaire à la manière codicologique et paléographique, et soulignent que le cartulaire aux XIe et XIIe siècles est une forme d'historiographie de part de fonction commémorative. D'autre part, les derniers tentent de décrire des circonstances concernant la production du chaque cartulaire, par exemple la réforme grégorienne, les relations avec les seigneurs. Mais, peu de chercheurs intègrent 'une mémoire' que le cartulaire nous transmet, et le contexte politique, social, religieux et culturel aux XIe et XIIe siècles, lorsqu'ils prennent la dimension du cartulaire. Autrement dit, il y a peu de recherches qui unissent le monde intérieur et extérieur du cartulaire, pour éclairer l'augmentation de la compilation de cartulaire.

Pour cela, nous tentons ici une approche pour une étude compréhensive sur le cartulaire. C'est d'éclairer la narrativité du cartulaire non seulement par l'interprétation du texte des chartes, mais aussi par l'analyse de la composition du

cartulaire. En ce qui concerne le cartulaire de l'abbaye de Saint Maixent datable au début de XIII^e siècle, nous examinons sa composition et le texte des chartes, en focalisant les seigneurs de Lusignan qui étaient en conflit avec cette abbaye au temps de la compilation du cartulaire. Si cela nous permet d'explicitier, dans ce cartulaire, une stratégie de cette abbaye concernant la mémoire de la famille de Lusignan, notre manière nous contribuera à concevoir la fonction commémorative du cartulaire.